

佐賀県告示第百九十三号

佐賀県木材産業等高度化推進資金制度運営要綱（昭和五十五年佐賀県告示第百七十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年十二月二十日

佐賀県知事 古 川 康

第二条第二項を次のように改める。

2 融資機関は、前項の規定により供給を受けた資金の額に別表の協調倍率の欄に掲げる倍率を乗じて得た額に相当する額の資金を木材産業等高度化推進資金として次条に定める者に対し、貸し付けるものとする。

第三条第一号口中「森林所有者」の下に「（森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二条第二項に規定する森林所有者をいう。以下同じ。）」を加え、同条第二号中「合理化計画認定者」を「事業経営改善計画認定者」に改め、同条第三号中「合理化計画認定者」を「構造改善計画認定者」に改め、同号へ及びトを次のように改める。

へ パルプ製造業を営む者又はその組織する団体

ト 紙製造業を営む者又はその組織する団体

第三条第三号に次のように加える。

チ 電気業を営む者又はその組織する団体

リ インテリアデザイン業を営む者又はその組織する団体

又 設計監理業を営む者又はその組織する団体

第四条中「合理化計画認定者」の下に「（事業経営改善計画認定者又は構造改善計画認定者をいう。以下同じ。）」を加え、「次の各号に掲げる」を「別表に定める」に改め、同条各号を削る。

第六条中「第三条に規定する」を削り、同条に次の三項を加える。

2 林業経営改善計画又は合理化計画の認定を受けようとする者は、自己又は

自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であつてはならない。

- 一 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - 二 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - 三 暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者
 - 四 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもつて暴力団又は暴力団員を利用している者
 - 五 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - 六 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - 七 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
 - 3 林業経営改善計画又は合理化計画の認定を受けようとする者は、前項第二号及び第三号に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であつてはならない。
 - 4 林業経営改善計画又は合理化計画の認定を受けようとする者は、誓約書（別記様式）を添えて申請するものとする。
 - 第七条第三項中「施行令第一条第三項又は」を「前項又は施行令第一条第三項若しくは」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。
 - 3 知事は、林業経営改善計画又は合理化計画の認定を受けた者が、前条第二項又は第三項の規定に違反していることが判明したときは、当該認定を取り消すものとする。
- 別表を次のように改める。

別表（第2条、第4条、第5条関係）

貸付資金の種類	資金の内容	貸付対象者	協調倍率	貸付利率	償還期限	貸付限度額
合理化計画（事業経営改善計画）に基づく事業経営改善合理化資金	<p>素材生産、素材若しくは木材製品の引取り（木材市場に係る事業体にあつては、木材市場における卸売取引に係るものに限る。）又は素材若しくは木材製品の加工を行うために必要な短期の運転資金であつて、次に掲げるもの</p> <p>1 素材生産を行うために必要な資金であつて、次のいずれかに該当するもの (1) 立木購入代金（前渡金、予約金等を含む。） (2) 素材生産を行うための作業現場から最終土場までの素材生産実施費用（作業道の開設又は改良に必要な費用を含む。）</p> <p>2 素材の引取りを行うために必要な資金であつて、次のいずれかに該当するもの (1) 素材の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。） (2) 素材の引取りに必要な輸送費</p> <p>3 木材製品の引取りを行うために必要な資金であつて、次のいずれかに該当するもの (1) 製材等の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。） (2) 製材等の引取りに必要な輸送費</p> <p>4 1から3までのいずれかの資金を借り受けようとする者が素材等の加工を行うために必要な資金であつて、作業労賃、電力費、燃料費その他の木材を加工するために必要なもの（素材又は製材等の購入代金及び販売・管理費を除く。）</p>	<p>木材の年間取扱量がおおむね 1,500 m³以上である単独事業体（森林所有者にあつては、素材生産を行うために必要な資金に限る。）</p> <p>森林組合、中小企業等協同組合等の組合若しくはその連合会、数人共同の事業体又は木材の年間取扱量がおおむね 3,000 m³以上である単独事業体（森林所有者にあつては、素材生産を行うために必要な資金に限る。）</p>	4倍	年1.6%	1年以内	<p>1億円 ただし、次に掲げる資金で知事が特に認めたものにあつては、それぞれ次に定める額とする。</p> <p>(ア) 素材生産を行うために必要な資金であつて、素材の年平均生産量が 10,000 m³以上の者の事業に要するもの 2億円 (イ) 素材の引取りを行うために必要な資金であつて、素材の年平均引取量が 15,000 m³以上の者の事業に要するもの 2億円 (ウ) 木材製品の引取りを行うために必要な資金であつて、木材製品の年平均引取量が 20,000 m³以上の者の事業に要するもの 2億円 (エ) 素材の引取りを行うために必要な資金であつて、素材の年平均引取量が 30,000 m³以上の者の事業に要するもの 4億円 (オ) 木材製品の引取りを行うために必要な資金であつて、木材製品の年平均引取量が 40,000 m³以上の者の事業に要するもの 4億円 (カ) 素材の引取り及び木材製品の引取りに係る資金であつて、素材及び木材製品の年平均引取量が 50,000 m³以上の者の事業に要するもの 5億円</p>
	<p>原材料調達の一部を外材から国産材にシフトするための素材の引取りを行うために必要な短期の運転資金であつて、次のいずれかに該当するもの</p> <p>1 素材の購入代金（前渡金及び予約金を含む。） 2 素材の引取りに必要な輸送費</p>	<p>森林組合、中小企業等協同組合等の組合若しくはその連合会、木材製造業者又は単独事業体</p>	2倍	年1.3%	1年以内	<p>1億円 ただし、次に掲げる資金で知事が特に認めたものにあつては、それぞれ次に定める額とする。</p> <p>(1) 素材の年平均引取量が 15,000 m³以上の者の事業に要する資金 2億円 (2) 素材の年平均引取量が 30,000 m³以上の者の事業に要する資金 4億円</p>
間伐等促進資金	<p>間伐等に係る素材生産、間伐材等の素材若しくはこれらに係る製品の引取り（木材市場に係る事業体にあつては、木材市場における卸売取引に係るものに限る。）又は間伐材等の素材若しくはこれらに係る製品の加工（本資金を借り受けて素材生産又は間伐材等の素材若しくはこれらに係る製品の引取りを行う者に係るものに限る。）を行うために必要な短期の運転資金であつて、次に掲げるもの</p> <p>1 間伐等に係る素材生産を行うために必要な資金であつて、次のいずれかに該当するもの (1) 間伐等に係る立木購入代金（前渡金、予約金等を含む。） (2) 素材生産を行うための作業現場から最終土場までの素材生産実施費用（作業道の開設又は改良に必要な費用を含む。）</p> <p>2 間伐材等の素材の引取りを行うために必要な資金であつて、次のいずれかに該当するもの (1) 間伐材等の素材の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。） (2) 間伐材等の素材の引取りに必要な輸送費</p> <p>3 間伐材等に係る製品の引取りを行うために必要な資金であつて、次のいずれかに該当するもの (1) 間伐材等に係る加工丸太及び製材の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。） (2) 間伐材等に係る加工丸太及び製材の引取りに必要な輸送費</p> <p>4 1から3までのいずれかの資金を借り受けようとする者が間伐材等の素材等の加工を行うために必要な資金であつて、作業労賃、電力費、燃料費その他の木材を加工するために必要なもの（素材又は製材等の購入代金及び販売・管理費を除く。）</p>	<p>森林組合、中小企業等協同組合等の組合若しくはその連合会、森林所有者、数人共同の事業体又は単独事業体</p>	4倍	年1.6%	1年以内	<p>1億円 ただし、間伐材の年平均取扱量が 25,000 m³以上のものの事業に要する資金で知事が特に認めたものにあつては、2億円</p>
		<p>木材の年間取扱量がおおむね 1,000 m³以上でかつ間伐材等の年間取扱量が木材の年間取扱量のおおむね 5割以上のもののうち、合理化計画の期間内に間伐材等の年間取扱量が2割以上増加するよう計画し、その達成が確実と見込まれるもの</p>	3倍	年1.5%		
		<p>木材の年間取扱量がおおむね 10,000 m³以上でかつ間伐材等の年間取扱量がおおむね 5,000 m³以上のもののうち、合理化計画の期間内に間伐材等の年間取扱量が2割以上増加するよう計画し、その達成が確実と見込まれるもの</p>	2倍	年1.3%		
合理化計画（構造改善計画）	<p>契約、協定等に基づき、間伐材等チップの原材料となる間伐等に係る素材生産を行うために必要な短期の運転資金であつて、素材生産を行うための作業現場から最終土場までの素材生産実施に係るもの（作業道の開設又は改良に必要な費用を含む。）</p>	<p>森林所有者、森林組合、森林組合連合会又は素材生産業を営む者若しくはその組織する団体であつて、間伐等に係る素材生産を行うもの（チップ工場等との異業種間での連携を行うものに限る。）</p>	2倍	年1.3%	1年以内	<p>1億円 ただし、次に掲げる資金で知事が特に認めたものにあつては、それぞれ次に定める額とする。</p> <p>1 素材生産を行うために必要な資金であつて、素材の年平均生産量が 10,000 m³以上の者の事業に要するもの 2億円 2 素材の引取りを行うために必要な資金であつて、素材の年平均引取量が 15,000 m³以上の者の事業に要するもの 2億円</p>
	<p>契約、協定等に基づき、間伐材等チップの原材料となる間伐材等の素材を引き取るために必要な短期の運転資金であつて、次のいずれかに該当するもの</p> <p>1 間伐材等の素材の購入代金（前渡金又は予約金を含む。） 2 間伐材等の素材の引取りに必要な輸送費</p>	<p>森林組合、森林組合連合会又は木材製造業を営む者若しくはその組織する団体であつて、間伐材等チップの生産を行うもの（製紙工場や素材生産業者等との異業種間での連携を行うものに限る。）</p>				

〜 に基づく 構造改善 合理化資金	木材 高度 加工 資金	契約、協定等に基づき素材又は木材製品を引き取り、その加工を行うために必要な短期の運転資金であつて、作業労賃、電力費、燃料費その他の木材を加工するために必要なもの（素材、製材等の購入代金及び販売・管理費を除く。）	1 次の施設又は設備を導入している木材の加工を行う事業体であつて、素材又は木材製品の年間取扱量がおおむね3,000 m ³ 以上のもの (1) 集成材製造施設 (2) 人工乾燥施設 (3) 薬剤処理施設 (4) プレカット加工施設 (5) 廃木材破砕・再生処理施設 (6) 製材用省力化設備 (7) 合板用省力化設備 (8) 木製組立材料製造用省力化設備 (9) 合板用原材料として広葉樹から針葉樹への原料転換を図るための機械設備 2 合併により新たに設立された木材の加工を行う事業体であつて、素材又は木材製品の年間取扱量がおおむね5,000 m ³ 以上のもの 3 日本農林規格の格付けを受けた木材製品、乾燥材等の高度加工を行う事業体	2倍	年1.3%	1年 以内	1億円
	原木 確保 協定 促進 資金	契約、協定等に基づき、原木を安定的に確保するため、立木又は素材の計画的な引取り及び素材若しくは木材製品の加工を行うために必要な短期の運転資金であつて、次のいずれかに該当するもの 1 立木又は素材の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。） 2 立木又は素材の引取りに必要な輸送費 3 素材等の加工を行うために必要な作業労賃、電力費、燃料費その他の費用（販売・管理費を除く。）	木材の製造に係る事業体	3倍	年1.5%	1年 以内	3億円 ただし、協定等に基づく素材又は木材製品の販売価格が、協定締結時から5%以上低下した場合に必要な資金で知事が特に認めたものにあつては、4億円
林業 経営 改善 高度 計画 推進 に基づく 資金	造林に必要な短期の運転資金であつて、次のいずれかに該当するもの 1 作業労賃 2 苗木代 3 燃料費 4 機械・施設の使用料 5 作業委託費	林業を営む者	4倍	年1.6%	1年 以内	5千万円 ただし、造林の年間施業面積が500ha以上の者の事業に要する資金で知事が特に認めたものにあつては、1億5千万円	
	素材生産を請負わせるために必要な短期の運転資金であつて、次のいずれかに該当するもの 1 素材生産に係る請負契約に基づく前渡金及び中間払い金 2 当該請負契約を行うために必要となる作業労賃	効率的かつ安定的な林業経営を担い得る林業事業体又は知事が認定した中核組合					

注 1 「数人共同の事業体」とは、法人格を有しない団体であつて、おおむね4人以上（次のいずれかのものについては、2人以上）の者をもつて構成する同一目的を有する組織体であり、目的、名称、代表者等に関する定めを備えているものをいう。
(1) 事業経営改善合理化資金（素材生産等促進資金）を借り受けようとするもの（木材の年間取扱量がおおむね3,000 m³以上のものに限る。）
(2) 事業経営改善合理化資金（間伐等促進資金）を借り受けようとするもの
(3) 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第2条第5項に規定する登録認定機関の認定を受けた木材製造業を営むもの又は1年以内に当該認定を受けることが確実と見込まれる木材製造業を営むもの
2 「単独事業体」とは、中小企業等協同組合等の組合及びその連合会並びに数人共同の事業体以外のものであつて、次のいずれかの要件を満たすものをいう。
(1) 木材の年間取扱量がおおむね3,000 m³以上の事業体（事業経営改善合理化資金（素材転換促進資金）を借り受けようとする森林所有者、素材生産業を営む者、木材製造業を営む者又はその組織する団体であつて、木材の年間取扱量がおおむね1,500 m³以上で合理化計画期間内に木材の年間取扱量が増加するよう計画し、その達成が確実と見込まれる事業体）であること。
(2) 事業経営改善合理化資金（素材転換促進資金）を借り受けようとするものにあつては、国産材の取扱量の増加が見込まれるものであること。
(3) 事業経営改善合理化資金（間伐等促進資金）を借り受けようとするものにあつては、木材の年間取扱量がおおむね1,000 m³以上でかつ間伐材等の年間取扱量が木材の年間取扱量のおおむね5割以上のものであつて、合理化計画期間内に間伐材等の年間取扱量が2割以上増加するよう計画し、その達成が確実と見込まれるものであること。
(4) 新製品の開発等により木材の需要の拡大に努めている事業体であること。
(5) 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第2条第5項に規定する登録認定期間の認定（製材の日本農林規格（平成19年農林水産省告示第1083号）のうち、構造用製材に係るものに限る。）を受けた木材製造業を営むものであること。

別表の次に次の様式を加える。

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、佐賀県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 1の(2)及び(3)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

年 月 日

佐賀県知事 様

〔 法人、団体にあつては、事務所所在地 〕

住 所 _____

〔 法人、団体にあつては、法人・団体名、代表者名 〕

（ふりがな）

氏 名 _____

生年月日（明治・大正・昭和・平成） 年 月 日

県では、行政事務全般から暴力団等を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。なお、内容確認のために佐賀県警察本部へ照会を行う場合があります。

この様式に記載された個人情報、木材産業等高度化推進資金の事務のため及び上記の誓約事項の確認のために使用します。また、確認情報は、あなたが県と行う他の契約等における身分確認に利用する場合があります。

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示による改正前の佐賀県木材産業等高度化推進資金制度運営要綱に基づいて、この告示の施行前に同要綱第三条各号の認定を受けた林業経営改善計画又は合理化計画に係る木材産業等高度化推進資金については、なお従前の例による。